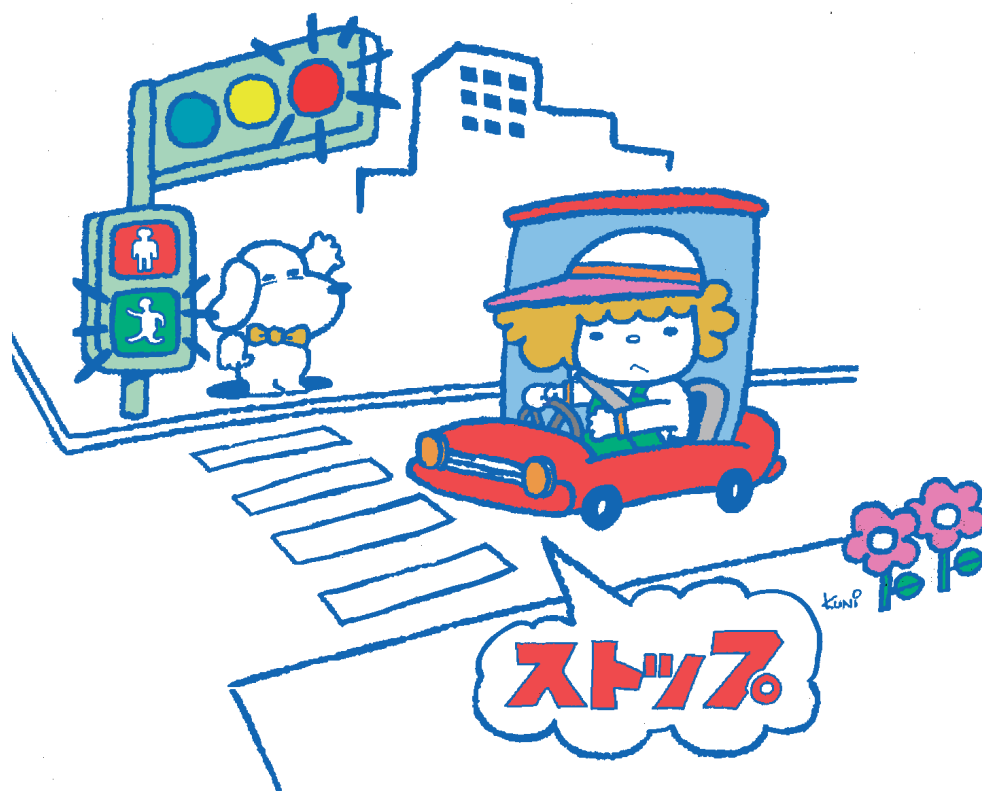


2024年 交通安全県民運動実施要綱



愛知県交通安全推進協議会

趣 旨

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、県民の切なる願いです。しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

交通事故をなくすためには、私たち一人一人が、人命の尊重を最優先にして、交通安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要で、交通社会の主体である県民及び事業者の積極的な取組なくして真の交通安全は実現しません。

県、県警察、市町村、関係行政機関、交通安全関係団体並びに県民が相互に連携を図りつつ、一体となって交通安全県民運動を推進し、交通事故のない社会の実現を目指します。

スローガン

ストップ・ザ 交通事故 高めようモラル 守ろうルール

◆ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～
〈サブスローガン〉

◆実践しよう 交通安全スリー^{エス}S運動



運 動 重 点

- ◆こどもと高齢者の交通事故防止
- ◆歩行者・自転車の交通事故防止
- ◆交通ルールと運転モラルの遵守
- ◆悪質・危険な運転の根絶
- ◆後部座席を含むシートベルト全席着用の徹底

広 報 重 点

- ◆運転者へ 「一瞬の よそ見一生 駄目にする」
- ◆歩行者へ 「横断中 スマホ見るより まわり見て」
- ◆自転車利用者へ 「ヘルメット かぶって守ろう 命とルール」

取組内容

家庭

- 1 日常生活の中で、安全な道路の通行方法、安全な自転車の乗り方、正しい電動キックボードの利用方法、交通ルールやマナーの大切さについて十分に話し合い、交通安全意識を高めます。
- 2 横断時に、ドライバーへ横断する意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を実践します。
- 3 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい目立つ色の衣服を着用し、反射材用品を活用します。
- 4 自転車乗用時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- 5 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）乗車時は、ヘルメットを着用します。
- 6 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用します。
- 7 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。

地域

- 1 通学路等の幼児・児童の安全な通行や生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
- 2 通学路等の見守りなどの自主的なボランティア活動を推進します。
- 3 反射材用品の普及や後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進するキャンペーンを展開します。
- 4 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

職場・学校等

- 1 交通ルールやマナーの遵守を促進します。
- 2 シートベルト着用の重要性を理解させ、後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。
- 3 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用方法について、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を推進します。
- 4 自転車乗用時には、ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- 5 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）乗車時は、ヘルメットを着用します。
- 6 交通指導員や交通ボランティアと緊密に連携し交通安全活動を推進します。
- 7 PTAや関係機関と連携して、通学路の点検を定期的実施します。
- 8 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

運転者

- 1 こどもと高齢者の行動特性を理解し、横断歩行者の保護を始め、安全運転を徹底します。
- 2 ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）の実践とともに、対向車や先行車がない場合は、ハイビームの活用を推進します。
- 3 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの着用を確認してから出発します。
- 4 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- 5 「ながらスマホ」・「妨害運転」は絶対にしません。

運動の進め方

- 1 各実施機関・団体は、組織全体への運動の浸透を図りながら、それぞれの実情に即した運動を進めます。
- 2 県・県警察・県教育委員会は、相互に協力して具体的な計画を立案し、それぞれの運動の周知徹底と重点施策の推進を図ります。
- 3 市町村は、各警察署、各市町村教育委員会と協力しながら、主体的に各季の運動の重点について、地域の実情に即した具体的な計画を立て、その効果的な推進に努めます。

推進する運動

1 各季の交通安全県民運動

各季の交通安全運動は、下記のとおり実施します。

なお、具体的な運動の方針は、全国交通安全運動の方針、県内の交通事故情勢等を踏まえて決定します。

各実施機関・団体は、各運動の実施要綱に基づいて、効果的な運動を展開します。

春の全国交通安全運動	4月 6日(土)～4月15日(月)(10日間) (県内一斉大監視 4月10日(水)午前7時から午前9時の間)
夏の交通安全県民運動	7月11日(木)～7月20日(土)(10日間) (県内一斉大監視 7月16日(火)午前7時から午前9時の間)
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～9月30日(月)(10日間) (県内一斉大監視 9月26日(木)午後4時から午後6時の間)
年末の交通安全県民運動	12月 1日(日)～12月10日(火)(10日間) (県内一斉大監視 12月6日(金)午後4時から午後6時の間)

※県内一斉大監視は、県内全域において、同じ時間帯に街頭啓発活動を行うものです。

計画及び結果報告書

- (1) 実施機関・団体、市町村は、以下のとおり報告してください。

提出文書		期限	備考
実施計画書	<様式1>	運動開始の3週間前	
実施報告書	<様式2>	運動終了後1週間以内	
交通安全教育の実施状況	<様式3>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ
交通指導員等の活動状況	<様式4>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ
効果の評価と施策への反映	<様式5>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ

- (2) 報告先 愛知県交通安全推進協議会事務局
防災安全局県民安全課 交通安全グループ
〒460-8501 (所在地記載不要)
電話 052-954-6177 (ダイヤルイン)
FAX 052-954-6910
メール kenmin-azen@pref.aichi.lg.jp

2 交通事故死ゼロの日

趣 旨

「交通事故死ゼロの日」は、交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として設けられたもので、この日は、交通死亡事故の防止を図るため、県民総ぐるみで県民運動を展開するものです。

実施日

毎月10日、20日、30日

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）

9月30日（月）

実施の内容

(1) 重点的な取組の推進

10日 こどもを交通事故から守る日
横断歩道の日

20日 自転車・二輪車安全利用の日

30日 高齢者を交通事故から守る日

(2) 街頭活動の強化

- 歩行者・自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
- 通学(園)路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動等を行う。
- 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を、呼び掛ける。
- 踏切道の点検活動を行う。
- 違法駐車、道路不法占有物件等の排除活動を行う。

(3) 交通安全教育の推進

- こどもや高齢者のほか、自転車利用者に対する交通安全教室を開催する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(4) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等による広報を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- サイン板、横断幕、懸垂幕、ポスター、チラシ等による広報を行う。

3 高齢者を交通事故から守る日・週間

趣 旨

「高齢者を交通事故から守る日・週間」は、交通事故死者数の半数近くを占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の者の交通安全意識を高めるとともに、運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透を図ります。また、交通事故の低減に効果的な安全運転サポート車の利用や運転免許証の自主返納を促進するための啓発活動を集中的に実施するものです。

実施日

高齢者を交通事故から守る日 毎月30日（2月は末日）

高齢者交通安全週間（9月14日（土）～9月20日（金））

実施の内容

<P.14 世代別等交通安全行動指針【高齢者】参照>

(1) 街頭活動の強化

- 街頭におけるキャンペーン等での啓発活動や地域を巡回し、生活道路対策「ゾーン30プラス」（最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする地域）の周知や、高齢歩行者や自転車利用者に対する安全行動の呼び掛け等を行う。
- 各種イベントにおいて、安全運転サポート車についての周知や試乗会等を行い、その普及啓発に努める。
- 運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度について、広報啓発に努める。

(2) 交通安全教育の推進

- 高齢者に対する交通安全教室や家庭訪問による個別指導を通じて、明るい服装の着用と反射材用品の活用及び普及等を図る。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。
- 歩行環境シミュレータを活用した道路の安全な横断方法や自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法、運転シミュレータを活用した安全な運転方法についての体験学習を行う。

(3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。

4 自転車・二輪車の安全利用

趣旨

「自転車・二輪車安全利用の日・月間及びバイクの日」は、自転車・二輪車の交通事故の特徴や事故防止の方策を県民に訴えるものです。

実施日

自転車・二輪車安全利用の日	毎月20日
自転車・二輪車安全利用月間	5月
バイクの日	8月19日（月）

実施の内容

<P.15-16 世代別等交通安全行動指針

【自転車利用者】 【二輪車・原付利用者】 【電動キックボード等利用者】参照 >

(1) 街頭活動の強化

- 自転車・二輪車の安全な乗り方の指導を行う。
- 事故多発場所の安全点検活動等を行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- P.25：自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和3年3月26日公布）の更なる周知と遵守を図る。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- 自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法についての体験学習を行う。
- 「自転車安全利用五則」を基本として、安全運転意識の向上を図る。
 - ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ ヘルメットを着用

- 左右の見とおしがきかない交差点では、車両には徐行義務があることや、一時停止標識が設置された交差点では、自転車（電動キックボード等含む）にも一時停止義務があることを周知する。
 - 万が一の事故に備えて、自転車乗用時にヘルメットを着用するように呼び掛ける。（努力義務）
 - 自転車利用者も加害者になり得ることを認識させ、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。（義務）
 - 点検整備の促進を図る。
 - 二輪車事故被害の軽減のために、乗車用ヘルメットのあごひもをしっかりと締めるとともに、二輪車用プロテクター等を着用するように呼び掛ける。
- (3) **広報活動の強化**
- 新聞、広報紙、機関紙、ラジオ、テレビ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。
 - 街頭キャンペーン、巡回広報を行い、自転車、二輪車安全利用の促進を図る。

5 交通安全スリーS運動

趣 旨

交通死亡事故のうち、半数以上が交差点内又は交差点付近で発生し、道路横断中の事故が多数発生しています。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ (Stop)」「スロー (Slow)」「スマート (Smart)」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施するものです。

(1) Stop (ストップ)

- 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

(2) Slow (スロー)

- こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- 見とおしが悪い交差点では徐行

(3) Smart (スマート)

- 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- シートベルトの全席着用の徹底
- 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動
交通安全スリーS運動
のシンボルマーク

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。
- 地域住民に交通安全情報を積極的に提供する。

(2) 交通安全教育の推進

- 交通事故の発生状況に応じた交通安全教室を積極的に開催する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等による広報を行う。
- サイン板、懸垂幕、ポスター、チラシ等による広報と、広報車による巡回広報を行う。

6 ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

趣 旨

薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、下校、退勤等により人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向があります。

「ライト・オン運動」は、運転者の視認性の向上を図るとともに、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めのライト点灯を推進するものです。

また、歩行者・自転車利用者には反射材用品の普及と自発的な活用の促進を図ります。

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 歩行者・自転車利用者の注意喚起と運転者等に対する指導を行う。
- サイン板やのぼり旗を利用した啓発活動を行う。

(2) 交通安全教育の推進

- 夕暮れ時の事故の実態を踏まえた交通安全教育を実施する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(3) 広報活動の強化

- 新聞、機関紙等による広報を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- 立看板、横断幕、懸垂幕、ポスター、チラシ等による広報を行う。

(4) 点灯時刻の目安(日没時刻の概ね1時間前) ※雨天・曇天の視界不良時は昼間でも点灯

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00	18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00



ライト・オン運動のシンボルマーク

7 歩行者保護運動

趣 旨

本県では、道路横断中に歩行者が死傷する交通事故が多発しています。

歩行者保護運動は、横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化し、ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーに渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を推進するものです。

実施日

子どもを交通事故から守る日 毎月10日
横断歩道の日 毎月10日

実施の内容

(1) 子どもを交通事故から守る日の周知

- 学校関係者、警察、自治体及び地域住民が連携した、登下校時における見守り活動を推進する。
- 通学路における指導取締り活動を行う。

(2) 横断歩道の日周知

- 横断歩行者の保護を呼び掛けるキャンペーンの開催やスーパー等の大型商業施設における店内放送、官公庁における庁内放送での広報啓発、交差点や横断歩道付近等でサイン板等により走行車両に対し、歩行者保護を呼び掛ける。

- ダイアマークの周知と、横断歩道における歩行者等優先の遵守を図る。
- 各事業所では、通勤時や業務中等の横断歩行者保護について指導を行う。
- 各警察署では、指導取締りの強化を行うとともに、横断歩道等の点検整備を実施する。

(3) 「ハンド・アップ運動」の推進

「ハンド・アップ運動」とは、歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。

- ★歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特にこどもは、横断中でもドライバーから目立つよう手を挙げて横断する。
- ★歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。
- ★歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。
- ★ドライバーは、道路上のダイアマークを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止することができるように、スピードを落として走行する。
- ★ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。



ハンド・アップ運動のシンボルマーク

(4) 街頭活動の強化

- 通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を行う。
- 街頭におけるキャンペーン等での啓発活動や地域を巡回し、生活道路対策「ゾーン30プラス」（最高速度 30km/h の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする地域）の周知や、こどもを始めとする歩行者に対する安全行動の呼び掛け等を行う。
- 各種イベントにおいて、「歩きスマホ」の危険性の周知を行い、「ハンド・アップ運動」の周知と実践に努める。
- 信号無視や乱横断（横断禁止場所での横断等）をする歩行者に対して指導を行う。

(5) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 幼児・児童に対する交通安全教室等を通じて、歩行中の安全な通行について指導を行う。
- 歩行環境シミュレータを活用した道路の安全な横断方法についての体験学習を行う。
- 明るい色の服装の着用や、反射材用品の視認効果の周知及び活用を呼び掛ける。

(6) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。
- 啓発キャンペーンやイベント等を開催する。
- 広報車による巡回広報を行う。

8 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動 ～後部座席を含む全席着用率100%をめざして～

趣旨

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されています。未だ着用率の低い後部座席のシートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい着用を徹底し、全席着用率100%を目指すため、次の運動を展開するものです。

実施日

県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 2月16日（金）
「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

2月11日（日）～	2月20日（火）
6月11日（火）～	6月20日（木）
11月11日（月）～	11月20日（水）



愛知県交通安全マスコットキャラクター シーベルちゃんともまるくん

実施の内容

「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」の実施

- **参加者** 市区町村職員、警察署員、交通安全推進団体等
- **時間** 午前中（午前8時から正午）のうち1時間
- **実施内容**
 - ◆各市区町村の実情に応じ、市区町村、警察、関係団体等が連携して効果的に実施する。
 - ◆シートベルト・チャイルドシート着用率実態調査及び着用促進キャンペーンを実施する。
 - ◆信号停止中等の自動車から無作為に抽出し、運転手、助手席及び後部座席の同乗者のシートベルト・チャイルドシートの着用実態を把握する。



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャピヨン」

結果報告書

シートベルト・チャイルドシート着用率実態調査（様式6）

実施後1週間以内

「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

(1) 街頭活動の強化

- 着用率の低い後部座席のシートベルト着用促進を図る。
- 交差点等で、サイン板等により、走行車両に対し着用の徹底を呼び掛ける。
- シートベルト非着用、チャイルドシート不使用に対する指導取締りを行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 啓発キャンペーンやイベント等を開催し、着用率の低い後部座席のシートベルト着用促進を図る。
- 各種団体・各事業所では、研修会等を開催し、車利用者の着用指導を行う。
- タクシー・バスなどの営業用自動車は、乗客のシートベルト着用を徹底する。

(3) 広報活動の強化

- 広報紙、機関紙、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。

9 飲酒運転の根絶

趣旨

愛知県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たない実態であることから、愛知県交通安全条例において、県民等に飲酒運転の根絶のための取組が規定されています。飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さ等を県民意識に浸透させ、その根絶を図るために年間を通じて各種の取組を実施します。

実施日

飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
飲酒運転根絶強調月間 12月

実施の内容

関係機関・団体と連携を強化し、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン等、広報啓発活動を実施する。

(1) 「飲酒運転四（し）ない運動」の推進

「飲酒運転四（し）ない運動」

- ★運転するなら酒を飲まない。
- ★酒を飲んだら運転しない。
- ★運転する人に酒をすすめない。
- ★酒を飲んだ人に運転させない。



愛知県交通安全
マスコットキャラクター
シーベルちゃん

(2) 「ハンドルキーパー運動」の推進

ハンドルキーパー運動

自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。



ハンドル
キーパー

ハンドルキーパー運動
のロゴマーク

(3) 街頭活動の強化

- 地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。
- 交差点等で、サイン板等により、走行車両に対し飲酒運転根絶を呼び掛ける。
- 飲酒運転・酒気帯び運転に対する厳正な指導取締りを行う。

(4) 交通安全教育・啓発事業の推進等

- 啓発キャンペーンやイベント等を開催して、飲酒運転のもたらす危険性や悪質性を訴える。
- 飲酒体験ゴーグルを活用した体験学習を行う。
- 家庭において飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合う。
- 酒類販売業者や飲食店等に依頼して、車を運転する人には、絶対に酒類を提供しないよう徹底を図る。
- 職場内で飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げる。
- 職場では事業主や安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を助長することのない職場環境を作り上げる。
- 事業所等において業務で車両を運転する運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を徹底する。

(5) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、ラジオ、テレビ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。
- 巡回広報を行う。
- 啓発キャンペーンやイベント等を開催する。
- 酒類販売業者や飲食店等と連携して、ハンドルキーパー運動の推進や運転代行サービス等の利用を勧めるなど、家庭・地域・職場ぐるみの運動を推進する。
- 酒類を提供する飲食店では、飲酒運転根絶ポスターを掲示する等の取組を行う。

10 「ながらスマホ」の根絶

趣旨

「ながらスマホ」の危険性を啓発するとともに、事故の重大性、悲惨さ等を県民意識に浸透させ、その根絶を図るものです。

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 交差点等で、サイン板等により、走行車両に対し「ながらスマホ」根絶を呼び掛ける。
- 「ながらスマホ」に対する厳正な指導取締りを行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 罰則の周知とともに、危険な運転が引き起こす事故の重大性や、交通事故被害者の声を反映した教育を行う。
- 自動車・自転車運転者だけでなく、歩行者の「ながらスマホ」の危険性についても周知する。
- 家庭において「ながらスマホ」の危険性等について話し合う。

(3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。

11 「妨害運転」の根絶

趣旨

「妨害運転」の違法性を啓発するとともに、悪質・危険な運転が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を県民意識に浸透させ、その根絶を図るものです。

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 交差点等で、「あおり運転禁止」等のサイン板等により、走行車両に対し「妨害運転」根絶を呼び掛ける。
- 「妨害運転」に対する厳正な指導取締りを行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 「妨害運転」の対象となる10種類の違反や、罰則等の周知を行う。
 - ◆通行区分違反 (※)
 - ◆急ブレーキ禁止違反 (※)
 - ◆車間距離不保持 (※)
 - ◆進路変更禁止違反 (※)
 - ◆追越し違反 (※)
 - ◆減光等義務違反
 - ◆警音器使用制限違反 (※)
 - ◆安全運転義務違反 (※)
 - ◆最低速度違反 (高速自動車国道)
 - ◆高速自動車国道等駐停車違反
- 自転車も「妨害運転」の対象(上記※)となることの周知を行う。
- 車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にしないことを周知・徹底する。
- 妨害運転行為を受けた場合には、人目のある安全な場所に避難して、警察に110番通報をするなどの対処方法についても周知を図る。
- ドライブレコーダーの普及促進を促す。

(3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。

世代別等交通安全行動指針



幼 児

幼児は、身体的にも精神的にも発達段階にあり、思いがけない行動をとることがあります。そのため、基本的な交通ルールを繰り返し指導し、体得させることが必要です。

(1) 家庭

- ア 交通信号の意味、右側通行、左右の安全確認等基本的な交通ルールを、家族がこどもの目線に立って、繰り返し話をする。
- イ 絵本や塗り絵等の興味を引く教材を使い、繰り返し交通ルールや安全行動を教える。
- ウ 車に乗せるときは、必ずチャイルドシートに正しく座らせる。
- エ 道路を歩くときは、幼児を車道と反対側に置き、手をしっかりとつなぐ。
- オ 道路を横断するときは、手を挙げて左右の安全確認、手を挙げたまま横断、止まったドライバーに感謝を伝える習慣を身につける。
- カ 横断中も周りの安全を確認する習慣を身につける。
- キ 幼児の着衣や持ち物には反射材用品を着けるなど、自動車の運転手からよくわかるようにする。
- ク 家の周りの危険な場所をよく点検し、注意する内容を繰り返し教える。
- ケ 身近な大人の行動が、幼児にとって交通安全のモデルであることを自覚する。
- コ 保護者が幼児の安全を徹底的に守るという姿勢を持つ。
- サ 自転車に乗せるときは、ヘルメットを必ず着用させる。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等

- ア 保護者、教職員、保育士、交通指導員による街頭指導を推進する。
- イ 幼児、保護者、教職員、保育士の参加・体験型による交通安全教室を充実させる。
- ウ 紙芝居、塗り絵、人形劇等幼児の興味や関心を引く教材や指導法の工夫に努める。
- エ 幼児の交通安全に携わる指導者の情報交換会や指導方法の研究会を開催する。
- オ 幼児が日常的に集団で移動する経路等を幼児の目線で点検し、危険箇所の改善に努める。

(3) 地域

- ア 飛び出しなど危険な行動をとる幼児を見たら声を掛ける。
- イ 関係機関が密接に連携し、幼稚園・保育所・認定こども園等、児童館、公園等への経路を幼児の目線で点検し、危険箇所の改善に努める。
- ウ 幼児交通安全クラブ、交通安全母の会等の交通ボランティアの活動を推進する。
- エ 通園路やキッズゾーン、幼児が日常的に集団で移動する経路等の安全な通行や、ゾーン30プラスの設置を始めとする生活道路等における安全な通行を確保するための取組を促進する。

児童・生徒

児童や生徒は、学校活動、自転車利用等により、行動範囲が幼児期より著しく広がるため、歩行者・自転車利用者としての交通安全の基本的な知識、技能の習得が特に重要となります。

将来、自動車のドライバーとなるこの世代は、命を大切に作る心を育みながら、自らが事故に遭わない（被害者にならない）、事故を起こさない（加害者にならない）ため、交通ルールやマナーの遵守意識を醸成することが必要です。

(1) 家庭

- ア 家庭でも機会を見つけて、「飛び出しをしない」「自転車のスピードを出し過ぎない」「交差点では信号を守る」等、具体的に安全行動について話をする。
- イ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を深め、正しく着用させる。
- ウ 時間に余裕をもたせ、登校や外出をさせる。
- エ かばん等の持ち物や自転車に反射材用品を着ける。
- オ 必ず自転車損害賠償責任保険等に加入し、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させる。
- カ 16歳未満の者には、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に乗車させない。

キ 道路を横断するときは、手を挙げ、車が止まったことを確認し、ドライバーに感謝を伝えて横断するようにさせる。（特に児童は、横断中もドライバーから目立つよう手を挙げて横断するようにさせる。）

(2) 学校

ア 各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等学校における教育活動の全体を通じて行い、交通ルールやマナーの大切さを身につけさせる。

イ 交通環境に即応して、自他の安全を図りながら考えて行動する習慣、態度、能力を身につけさせる。

ウ 具体的な事故事例による交通安全教育を行い、自転車の安全な乗り方を学ばせる。

エ 交通安全に関する作文、ポスター、標語の募集に積極的に参加する。

オ 交通指導員、学校安全ボランティアと学校との情報交換や連携を密にする。

カ 参加・体験・実践型の交通安全教室を実施し、自転車の特性や違反行為による危険性等について学ぶ機会をつくる。

キ 16歳未満の者は、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に乗車できないことを周知する。

(3) 地域

ア 危険な行動をする児童・生徒を見掛けたら声を掛ける。

イ 通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を行う。

ウ 交通安全キャンペーン等、児童・生徒を対象とした交通安全活動を積極的に開催する。

エ 通学路・スクールゾーン等の安全な通行や、ゾーン 30 プラスを始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための取組を促進する。

オ 学校や関係機関と密接に連携して、通学路や生活道路の安全点検・整備を進める。

若者

免許取得可能年齢となる若者への安全教育は、安全な交通社会を築く上で非常に重要です。

若者の事故の中には、暴走自損型の重大事故もあり、自分の運転技術への過信や、命の大切さに対する認識不足等がうかがわれるケースもあります。

そこで、社会的な責任と自覚を培うという観点から交通安全教育を推進することが大切です。

(1) 家庭

ア 運転には重大な責任が伴うことを認識させ、ルールの遵守と安全確認の重要性を自覚させる。

イ 幼児や高齢者の特性を理解させ、思いやり運転を行うように話をする。

ウ 安全な運転技能、マナー、交通ルール、危険箇所等について家族で話し合う。

エ 「妨害運転」や、運転中に「ながらスマホ」を絶対にしないことを約束する。

オ 後部座席を含む全ての座席でシートベルトの着用を確認してから出発すること、前照灯を早めに点灯することを習慣化する。

カ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践する。

キ 必ず自転車損害賠償責任保険等に参加し、自転車に乗るときは、ヘルメットの着用に努める。

ク 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に乗るときは、ヘルメットの着用に努める。

(2) 地域・職場

ア 「暴走を『しない』、『させない』、『見に行かない』」運動を推進し、暴走行為を許さない気運を高める。

イ 交通安全の運動に対し、地域・職場ぐるみでの参加の機会を設ける。

ウ マイカークラブやライダークラブ等、若者自身の自主的な安全活動を促進する。

エ 参加・体験・実践型の交通安全教育を進める。

オ 若者の交通事故の発生状況や事故防止方法等を、SNS、ホームページ等を活用して広報する。

カ 自転車に乗るときは、ヘルメットの着用に努め、自転車損害賠償責任保険等へ加入する。

成人

成人は、交通社会のリーダーです。各世代の事故傾向や行動特性を十分に理解し、「ゆとり」と「思いやり」の精神をもって、安全で快適な交通社会の実現のために、家族や地域、職場で指導的な役割を果たす責任があります。

(1) 家庭

- ア 家庭における交通安全をリードし、交通ルールやマナーを守る手本となって行動する。
- イ 外出は、時間にゆとりをもって出るように家族を指導する。
- ウ 幼児や高齢者など家族が外出する際には、同伴者や本人に必ずひと声掛け、注意を促す。
- エ 自転車、自動車の日常における点検、整備の励行を実践・指導する。
- オ 後部座席を含む全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を確認してから出発することを実践・指導する。
- カ 飲酒運転根絶に向けて、「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践・指導する。
- キ 必ず自転車損害賠償責任保険等に加入し、自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を努める。
- ク 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に乗るときは、ヘルメットの着用を努める。

(2) 地域・職場

- ア 町内会、職場等における啓発活動を中心となって推進する。
- イ 交通安全キャンペーン、交通安全教室等、地域の交通安全運動に積極的に参加する。
- ウ 違法駐車や飲酒運転、「ながらスマホ」、「妨害運転」等の根絶に向けた活動を展開する。
- エ ドライブレコーダーの普及促進を促す。
- オ 「暴走を『しない』、『させない』、『見に行かない』」運動を推進し、暴走行為を許さない気運を高める。
- カ 交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さの理解に役立つ情報を提供する。
- キ 思いやり運転、交通安全意識、マナーの向上について実践指導をする。
- ク 運転技能の向上を目的とする講習会に積極的に参加する。
- ケ 自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を努め、自転車損害賠償責任保険等へ加入する。

高齢者

高齢者の交通事故を防ぐには、高齢者自身が交通ルールを守るとともに、加齢に伴う身体機能の変化を理解して、安全な交通行動を実践するように周囲から働き掛ける必要があります。

また、ドライバーも高齢者の特性をよく理解し、高齢者を見掛けたら速度を落とすなどの思いやり運転を心掛けることが大切です。

(1) 家庭

- ア 高齢者が利用する生活道路の危険箇所を確かめる。
- イ 外出の際には、交通安全について声掛けをする。
- ウ 加齢に伴う運動機能の低下など、交通安全の観点から高齢者の行動特性を家族で話し合う。
- エ 被害軽減（自動）ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車「安全運転サポート車」や後付けのペダル踏み間違い防止装置の利用を検討する。
- オ 運転免許証の自主返納や、サポートカー限定免許への切り替えについて検討する。
- カ 明るい服装の着用や反射材用品の自発的な着用を促す。
- キ 道路を横断するときは、ドライバーから良く目立つように、手を挙げるなど、横断しようとする意思が明確に伝わるよう助言する。
- ク 必ず自転車損害賠償責任保険等に加入し、自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を促す。
- ケ 70歳以上のドライバーは、高齢運転者標識を表示するように促す。
- コ 自分の運転特性を理解し、高齢者対象の運転講習会へ積極的に参加するように勧める。
- サ 長時間の運転、体調不良・天候不良時の運転、夕暮れ時の運転は控えるように助言する。

(2) 地域・職場

- ア 高齢者が集まる会合や施設において、歩行環境シミュレータを活用した道路の安全な横断方法や、自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法についての体験学習を行うなど、実践的な交通安全教室を行う。
- イ 明るい服装の着用や反射材用品の効果について広報し、普及促進を図る。
- ウ 運転免許証自主返納支援制度等の特典について広報し、周知を図る。
- エ 過疎地等における公共交通（コミュニティバス等）の充実を図り、運転免許証を自主返納した高齢者を支援する。
- オ 電動車イス、手押し車等の安全な使用について周知徹底を図る。
- カ 交通指導員や地域の役員等による交通安全の呼び掛けを行う。
- キ 高齢者を含めた交通安全リーダーの養成を積極的に推進する。
- ク 職場において、高齢者に対する思いやり運転を指導する。
- ケ 事業所等に高齢者駐車スペースの確保を働き掛ける。
- コ 高齢者の世帯訪問活動を通じて、交通事故防止のアドバイスを実施する。
- サ 交通事故の防止や被害軽減に有効な「安全運転サポート車」の普及啓発に努める。
- シ 身体機能の変化等により、安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口（#8080）を積極的に周知し、必要に応じて利用を促す。



<高齢運転者標識>

外国人

外国人の定住化傾向の進展に伴い、外国人が当事者となる交通事故も起きています。今後も外国人との共生の観点から、地域・職場において外国人を含めた交通安全教育を進めることが大切です。

(1) 家庭

多文化共生社会の到来と、それに伴う交通安全上の問題について話し合う。

(2) 地域・職場

- ア 企業等では外国人向けの交通安全教室を積極的に開催する。
- イ 外国人向けの交通安全DVDや研修テキストを活用し、日本の交通ルールやマナーについての講座を開催する。
- ウ 外国語で表記した交通安全パンフレットを活用して啓蒙を図る。

自転車利用者

自転車利用者が被害者、加害者となる交通事故が発生しています。自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づきヘルメットを着用するほか、自転車安全利用五則を基本とした交通ルールの周知及び交通マナーの徹底を図ることが大切です。

(1) 家庭

- ア 自転車を利用する際は、信号を守る、一時停止するなど交通ルールを守るように話し合う。
- イ 自転車の安全点検について理解し、利用する前に点検する習慣を身につけ、ライトを点灯する。
- ウ 自転車安全整備士による定期的な点検整備を受ける。
（自転車安全整備制度〈TSマーク等貼付〉の推奨）
- エ 保護者は、自転車の幼児用座席に幼児を乗せるときは、ヘルメットとシートベルトを着用させる。
- オ 夕暮れ時や夜間、早朝に自転車に乗るときは、反射材を身につける。
- カ 自転車利用者は、自転車による交通事故により生じた損害を賠償する保険等に加入する。
- キ 自転車利用者は、こどもも大人もヘルメットの着用に努める。

(2) 学校・地域

- ア 自転車の安全利用に関するキャンペーンを開催するなど、広報啓発活動を進める。
- イ 自転車大会を開催するなど、自転車の正しい乗り方やルールを身につける機会を設ける。
- ウ 学校や地域が連携し、実践的・効果的な自転車教室を開催する。
- エ 「自転車交通安全啓発リーフレット」を活用し、安全運転意識の向上を図る。
- オ 自転車の基本的な交通ルールである「自転車安全利用五則」を実践する。

《自転車安全利用五則》

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



二輪車・原付利用者

二輪車・原付の交通事故を防ぐには、利用の実態に応じ、関係団体等と連携しつつ、運転の実技を含む安全指導及び交通ルールの徹底を図ることが大切です。

また、二輪車・原付利用者のみならず全ての道路利用者が、二輪車・原付の特性、事故実態等についての理解を深め、交通安全意識を高めることが大切です。



(1) 家庭

- ア 二輪車・原付を利用する際は、乗車用ヘルメットのごひもをしっかり締めるとともに、二輪車用プロテクター・エアバッグジャケット等の着用を徹底する。
- イ 二輪車・原付を利用する際は、信号を守る、一時停止する、カーブ手間で減速するなど交通ルールを守るように話し合う。
- ウ 二輪車・原付が他者から見落とされることのないよう、薄暮時から夜間において、早めのライト・オン、反射材を利用したウェア、ヘルメットの着用の推進等により、被視認性の向上について話し合う。
- エ 定期的に点検整備を受ける。

(2) 学校・地域・販売店等

- ア 二輪車・原付の安全利用に関するキャンペーンを開催するなど、広報啓発活動を進める。
- イ 学校や地域、販売店等が連携し、実践的な交通安全教室を開催する。
- ウ 交通安全教室等において、二輪車・原付の特性、事故実態等についての理解を深め、交通安全意識を高める。

電動キックボード等利用者

<P. 28-29 正しく乗ろう！特定小型原動機付自転車！！

(電動キックボード等) 参照>

2023年7月1日に道路交通法が一部改正され、電動キックボード等のうち一定の基準に該当するものが、「特定小型原動機付自転車」と定められ、新たな交通ルールが適用されました。

電動キックボード等を利用される前に、決められたルールをしっかりと確認して、安全に利用することが交通事故防止につながります。

(1) 家庭

- ア 電動キックボード等を購入する際は、保安基準に適合する車体か確かめる。
- イ 電動キックボード等を利用する際は、信号を守る、一時停止する等交通ルールを守るよう話し合う。
- ウ 16歳未満の者には、買わない、乗せない、貸し与えないことを徹底する。
- エ 電動キックボード等（特定小型原動機付自転車）利用者は、ヘルメットの着用に努める。
- オ 電動キックボード利用者は、自動車損害賠償責任保険・共済に加入（義務）するとともに、事故による多額の賠償や自身の傷害に備えて任意保険にも加入する。
- カ 定期的に点検整備を受ける。

(2) 学校・地域・販売店等

- ア 電動キックボード等の安全利用に関するキャンペーンを開催するなど、広報啓発活動を進める。
- イ 学校や地域、販売店等が連携し、実践的な交通安全教室を開催する。
- ウ 交通安全教室等において、電動キックボード等の特性、事故実態等についての理解を深め、交通安全意識を高める。

様式 1

	春		秋	全国交通安全運動（「交通事故死ゼロを目指す日」を含む）
	夏		年末	交通安全県民運動

実施計画書

実施機関・団体、 市町村名	
------------------	--

※テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ、SNS等による広報を予定している場合や、イベント等に著名人の出席が予定されている場合は、その概要や氏名、職等を「施策・行事名、内容等」欄に記載してください。
 ※活動内容を、①イベント・パレード、②交通安全教育、③街頭指導・立哨活動、④交通事故被害者等の視点に配慮した施策、⑤その他（啓発品配布を含む）、に分類し、その番号を「活動内容番号」欄に記載してください。重複している場合は、該当する番号をすべて記載してください。

日時	ゼロを目指す日	活動内容	施策・行事名、内容等	主催者	場所	参加予定人数
【例】 □月□日 (□)	○	③ ⑤	自転車交通安全啓発キャンペーン 自転車利用者に対して、啓発品を配布しながら、安全利用を呼び掛ける。	□□市交通安全協議会	□□駅前	20人

交通安全教育の実施状況

市町村名	
------	--

○記載上の注意事項

- 1 対象：市区町村が本運動期間中に主催又は協力して実施したもの
- 2 「社会教育関係施設」欄：公民館、図書館、少年自然の家、児童文化センター、社会教育センター等
- 3 「児童福祉関係施設」欄：知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童館等
- 4 「老人福祉関係施設」欄：養護老人ホーム、老人福祉センター等

施設・団体等の種別		区域内の施設・ 団体等の実数 A	実施した施設・ 団体等の数 B	参加人員 (人)	実施率(%) B/A
学 校 等	保育所				
	認定こども園				
	幼稚園				
	小学校				
	中学校				
	高等学校				
	大学				
	専門学校				
	特別支援学校				
	合計				
社 会 教 育 関 係 施 設 等	社会教育関係施設				
	児童福祉関係施設				
	老人福祉関係施設				
	小計				
その他 ()		/			/
合 計		/			/
総 計		/			/

効果の評価と施策への反映

市町村名	
------	--

○本様式は具体的な施策や活動につき、効果の検証と反映（PDCAサイクル）を推進するための様式です。
可能な範囲で客観的な検証をお願いします。
 例）：街頭指導前後の事故件数や自転車違反率
 交通安全教育前後の参加者の意識の変化（アンケート結果）
 街頭活動等に対する地域住民の意見・要望及びそれに対する措置など

- ※「具体的な活動内容等」欄：様式2記載のうち、どの活動を検証したの分かるように記載してください。
- ※「検証方法及び検証結果等」欄：検証の方法及び検証の結果を記載してください。
 イベントや行事の場合は、実施前後に参加者に対するアンケート等を行うとともに、
 そのアンケート結果等の数値を記載するなど、客観的な検証内容を記載してください。
- ※「今後の施策に反映すべき点など」欄：検証の結果を受けて今後の施策に反映すべき点を記載してください。
- ※「死亡事故に対する対策等」欄：死亡事故が発生した場合の具体的な再発防止対策（各種交通安全施設の設置等）を記載してください。

具体的な活動内容等	検証方法及び検証結果等	今後の施策に反映すべき点など

運動期間中の死亡事故に対する再発防止対策等

死亡事故に対する再発防止対策等 ※運動期間中に死亡事故がありました市町村は、ご記入ください。	
---------------------------------------------------	--

様式 6

シートベルト・チャイルドシート着用率実態調査

市区町村名	
-------	--

1 実施日時、場所

実施日	実施地点（ 町 地区）	路線名
月 日（ ）		
時 分から		
時 分まで		

2 調査従事者

従事者	計	内 訳		
		市区町村職員	警察官	その他
	人	人	人	人

3 調査結果

	調査数	着用者数	着用率	非着用者数	非着用率
運転席	台	人	%	人	%
助手席	台	人	%	人	%
後部座席	人	人	%	人	%

（備考）着用率、非着用率は小数点第1位までを記載してください。

※調査した車に幼児が乗車していた場合

調査人数	チャイルドシート着用	チャイルドシート非着用			
		大人用 ベルト着用	保護者等の だっこ	車両シートに 着座	チャイルド シートに着座
人	人	人	人	人	人

記入者	
-----	--

4 報告先

防災安全局県民安全課 交通安全グループ
 FAX 052-954-6910（送信票は不要です。）
 メール kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

道路交通は、私たちの日常生活や経済活動の基盤であり、私たちは、道路交通の発達により利便性等の多くの恩恵を受けている。

しかし、その一方で、本県では、交通事故が多発し、毎年多くの人命が失われている。一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすることは、県民の切なる願いである。

交通事故の防止については、これまでも様々な取組が行われてきており、それらの取組により、交通事故の発生件数は減少してきているが、なお依然として多数の交通事故が発生する状況が続いている。

交通事故をなくするためには、私たち一人一人が、交通事故の被害者の存在に思いをいたし、人命の尊重を最優先にして、交通の安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、道路交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者等が一体となって行う交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 交通の安全は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すことにより確保されなければならない。

2 交通の安全は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の交通事故のない社会の実現を目指した自主的な取組が促進されることにより確保されなければならない。

3 交通の安全は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び県民等の組織する交通の安全に関する活動を行う団体（以下「交通安全関係団体」という。）が相互に連携を図りながら協力して一体となって取り組むことにより確保されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力等)

第四条 県は、市町村が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

2 県は、交通安全関係団体が行う交通の安全に関する活動を促進するため、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における交通の安全の確保に自ら努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対する交通の安全に関する教育の実施その他の交通の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の高齢者等の安全な通行への配慮)

第七条 県民は、高齢者、障害者並びに児童、生徒及び幼児（以下「高齢者等」という。）の交通の安全を確保するため、高齢者等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

（県民の自転車の安全な利用）

第八条 県民は、自転車を利用するときは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等その安全な利用に努めなければならない。

（県民等の飲酒運転の根絶のための取組）

第九条 県民等は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、職場及び地域において、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。

2 酒類を提供する飲食店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼び掛けるポスター等を客の見やすい場所に掲示する等の取組を行うことにより客の飲酒運転が根絶されるよう努めなければならない。

（交通の安全に関する県民運動の推進）

第十条 県は、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び交通安全関係団体と連携して、交通の安全に関する県民運動（以下「県民運動」という。）を推進するものとする。

（交通事故死ゼロの日）

第十一条 交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として、交通事故死ゼロの日を設ける。

2 交通事故死ゼロの日は、毎月十日、二十日及び三十日とする。

3 県は、交通事故死ゼロの日には、交通死亡事故の防止を図るための県民運動を推進するものとする。

（道路交通環境の整備）

第十二条 県は、交通の安全の確保に必要な道路交通環境の整備を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路の使用の適正化等の措置を講ずるものとする。

2 県は、住宅地、商店街、学校の周辺等の道路について前項に規定する措置を講ずるに当たっては、歩行者、特に高齢者等の保護が図られるように配慮するものとする。

（交通の安全に関する教育の推進）

第十三条 県は、県民が、交通の安全を確保することの重要性について理解を深めるとともに、そのための行動をすることができるよう、家庭、学校、職場等における交通の安全に関する教育を推進するものとする。

（交通の安全に関する広報及び啓発）

第十四条 県は、高齢者等の交通の安全の確保の徹底、自転車の安全な利用、飲酒運転の根絶、自動車の全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底、チャイルドシートの適切な使用その他の交通の安全に関し必要な事項について広報及び啓発を行うものとする。

（交通事故による死者が多数となった場合における警報の発令等）

第十五条 知事は、県内において交通事故による死者が多数となり、県民等に対し注意を喚起するため必要があると認めるときは、その状況を周知するための警報を発するとともに、市町村、関係行政機関、交通安全関係団体等と連携して交通事故を防止するための総合的かつ集中的な対策を実施するものとする。

（交通の安全に関する技術の研究開発の促進等）

第十六条 県は、自動車の安全な運転を支援し、又は交通事故の発生時における被害の軽減に資する技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十七条 県は、交通の安全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(令和3年3月26日公布)

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、及び県、県民、自転車利用者、事業者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって自転車に係る交通事故の防止を図り、並びに自転車に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 車両 道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 三 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 四 道路 道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。
- 五 自転車利用者 道路において自転車を利用する者をいう。
- 六 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 七 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 八 交通安全関係団体 県民及び事業者が組織する道路の交通の安全に関する活動を行う団体をいう。
- 九 自転車損害賠償責任保険等 道路における自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民及び事業者にとって身近な交通手段であり、県民生活及び事業活動に有用であるとともに、その利用に当たり車両として道路交通法その他の法令の遵守が図られ、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

- 2 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民、自転車利用者、事業者、学校及び交通安全関係団体が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村及び関係行政機関と相互に連携して、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備を推進するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第六条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するほか、歩行者又は他の車両の通行に配慮して、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

- 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者が自転車利用者であるときは、その者に自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。
 - 一 保護者 その監護する未成年者
 - 二 学校の長 その学校の児童、生徒又は学生

(事業者の責務)

第七条 事業者は、自転車をその事業の用に供するときは、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第八条 自動車等を運転する者は、基本理念にのっとり、自転車が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(点検整備等)

第九条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

(自転車の安全で適正な利用に関する教育等)

第十条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するものとする。

2 県は、市町村、学校、交通安全関係団体等が行う自転車の安全で適正な利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

4 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

5 自転車をその事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車を道路において利用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

6 通勤に自転車を利用する従業者（以下「自転車通勤者」という。）がある事業者は、その自転車通勤者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

7 自転車の小売又は整備の事業を行う者（以下「自転車小売等事業者」という。）は、その事業を行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

8 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第十一条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が道路において自転車を利用するときは、その未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 自転車をその事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車をその従業者が道路において利用するときは、その従業者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用の促進)

第十二条 県は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 道路において自転車を利用する高齢者の親族又は同居者 その高齢者

二 通学に自転車を利用する児童、生徒又は学生（以下「自転車通学者」という。）がある学校の長 その自転車通学者

三 自転車の貸出しの事業を行う者 その事業の用に供する自転車を借り受ける者

四 自転車通勤者がある事業者 その自転車通勤者

五 自転車小売等事業者 その自転車小売等事業者から自転車を購入する者又はその自転車小売等事業者から自転車の整備を依頼する者

- 3 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入）

第十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 一 自転車利用者又はその保護者 その自転車利用者
- 二 自転車をその事業の用に供する事業者 その事業の用に供する自転車を道路において利用する者

（自転車損害賠償責任保険等への加入の促進）

第十四条 県は、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるとともに、これに加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 一 自転車通学者がある学校の長 その自転車通学者
- 二 自転車通勤者がある事業者 その自転車通勤者
- 三 自転車小売等事業者 その自転車小売等事業者から自転車を購入する者又はその自転車小売等事業者から自転車の整備を依頼する者

- 3 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車損害賠償責任保険等への加入に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第十二条第二項及び第三項、第十三条並びに第十四条第二項及び第三項の規定は、同年十月一日から施行する。

正しく乗ろう！特定小型原動機付自転車！！

（電動キックボード等）

特定小型原動機付自転車とは？

特例特定小型原動機付自転車の基準は次頁に記載

特定小型原動機付自転車とは、次の基準を全て満たすものをいいます。

【車体の大きさ】

長さ：1.9m 以下 幅：0.6m 以下

【車体の構造】

- ・時速 20km/h を超えて加速することができない構造であること。
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・オートマチック・トランスミッション（AT）であること。
- ・最高速度表示灯（灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの）が備えられていること。等



守ろう！交通ルール！（特定小型原動機付自転車）

○ 16歳未満の者の運転の禁止！【罰則】6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

運転免許は必要ありませんが、16歳未満の方が特定小型原動機付自転車を運転するのは禁止されています。

○ 車道通行が原則！（特例特定小型原動機付自転車は一部の歩道も通行可）

・車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、車道を通行しなければなりません。（自転車道も通行可）。道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側通行をしてはいけません。

・特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、一部の歩道を通行することができますが、歩行者が優先であり、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。

○ 飲酒運転の禁止！【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等

特定小型原動機付自転車も車両です。危険ですので飲酒運転は絶対にやめましょう。







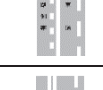
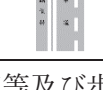
○ 乗車用ヘルメットの着用！

乗車用ヘルメットの着用は努力義務ですが、自分の命を守るためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう！

○ 自賠責保険（共済）への加入！【罰則】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済への加入は義務となっています。

○特定小型原動機付自転車などの交通方法等（2023年7月1日から適用）

		原動機付自転車			
車両区分		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車	
定格出力等		総排気量 50cc 以下又は 定格出力 0.6kw 以下	定格出力 0.6kw 以下	特定小型原動機付自転車のうち、次の①～⑤を全て満たすもので、他の車両を牽引していないもの。（遠隔操作により通行させることができる場合を除く。） ①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させること ②最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないものであること ③側車を付けていないこと ④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること ⑤鋭い突出部のないこと	
車体の 大きさ	長さ	2.5m 以下	1.9m 以下		
	幅	1.3m 以下	0.6m 以下		
	高さ	2.0m 以下	-		
最高速度		30km/h	20km/h		
最高速度表示灯		-	緑色点灯		
運転免許		原動機付自転車を運転することができる運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)		
乗車用ヘルメット		必要	必要（努力義務）		
ナンバー登録		必要	必要		
自賠償保険		必要	必要		
飲酒運転		禁止	禁止		
通 行 区 分	歩道		×	×	△※
	自転車道		×	○	/
	専用通行帯		×	○	
	路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	駐停車禁止 路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	歩行者専用 路側帯		×	×	×

※ 「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等に限りません。

※ 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名

愛知県
各市町村
愛知県警察本部

中部管区行政評価局
名古屋地方検察庁
名古屋法務局
名古屋保護観察所
中部運輸局
中部運輸局愛知運輸支局
愛知労働局
中部地方整備局
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路株式会社
名古屋高速道路公社
愛知県道路公社

愛知県交通安全協会
愛知県安全運転管理協議会
愛知県社会福祉協議会
愛知県公民館連合会
愛知県老人クラブ連合会
愛知県青少年団体の連絡協議会
日本ボイスレスト愛知連盟
愛知県青年団協議会
日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会
愛知県人権擁護委員連合会
愛知県女性団体連盟
愛知県地域婦人団体連絡協議会
愛知県子ども会連絡協議会
愛知県青少年育成県民会議
愛知県医師会
愛知県保護司会連合会
名古屋人権擁護委員協議会
愛知県弁護士会
名古屋青年会議所
名古屋市青年団体協議会
名古屋市地域女性団体連絡協議会
名古屋市区政協力委員議長協議会
愛知県交通安全母の会

愛知県教育委員会
愛知県小中学校長会
愛知県公立高等学校長会
愛知県私学協会
愛知県私立大学協会
愛知県私立短期大学協会
愛知県国立幼稚園・こども園長会
愛知県私立幼稚園連盟
愛知県社会教育委員連絡協議会
愛知県小中学校PTA連絡協議会
愛知県公立高等学校PTA連合会
愛知県私立保育園連盟
愛知県専修学校各種学校連合会
各市町村教育委員会
名古屋市教育委員会
名古屋市立小中学校長会
名古屋市立高等学校長会
名古屋市立幼稚園長会
名古屋市立小中学校PTA協議会

愛知県自動車会議所
愛知県トラック協会
愛知県タクシー協会
名古屋タクシー協会
愛知県バス協会
愛知県バス運送協同組合
愛知県自家用自動車協会

J A F 愛知支部
愛知県自動車整備振興会
愛知県自動車販売店協会
愛知県軽自動車協会
愛知県中古自動車販売協会
愛知県自動車部品販売協会
中部自動車リース協会
愛知県レンタカー協会
日本自動車査定協会
中部地区自動車管理業協会
愛知県道路標識・標示名古屋主管支所
愛知県自動車事故対策機構名古屋事務所
軽自動車検査協会七愛知事務所
自動車安全運転七愛知事務所
愛知県交通運輸産業労働組合協議会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
愛知県自転車モータ一商協同組合
愛知県二輪車普及安全協会
愛知才一トバイ事業協同組合
愛知県石油商業組合
愛知県指定自動車教習所協会
愛知県サイクリング協会
愛知県ウオーキング協会
愛知県名古屋市道路利用者会議会
愛知県高速道路交通安全協議会
全日本学生自動車連盟中部支部
日本郵便株式会社東海支社

東海旅客鉄道株式会社
中部鉄道協会
名古屋鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
名古屋臨海鉄道株式会社
衣浦臨海鉄道株式会社
愛知環状鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社
名古屋臨海高速鉄道株式会社

愛知県土木研究会
愛知県生コンクリート工業組合
愛知県商工会議所連合会
愛知県商工会連合会
愛知県経営者協会
愛知県商店街振興組合連合会
愛知県商店街振興組合連合会愛知県本部
全国共済農業協同組合連合会
愛知県遊技業協同組合
名古屋商工会議所
愛知県損害保険代理業協会
損害保険料率算出機構中部本部
愛知県すし商生活衛生同業組合
愛知県麺類食堂生活衛生同業組合
愛知県中華料理生活衛生同業組合
愛知県社交飲食生活衛生同業組合
愛知県料理生活衛生同業組合
愛知県飲食生活衛生同業組合
愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合
愛知県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
愛知県食肉生活衛生同業組合
愛知県氷雪生活衛生同業組合
愛知県理容生活衛生同業組合
愛知県美容業生活衛生同業組合
愛知県興行協会
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合
愛知県クリーニング生活衛生同業組合
各報道機関 (順不同)

【合計 270 実施機関・団体】